

改正健康増進法について

(飲食店様向け)

はじめに

- 弊社は、事業者様が実施される喫煙環境整備について、無償でコンサルティングするものです。
- 喫煙環境整備に伴う設計および施工（設計および施工に関連して必要となる行政機関への各種申請、届出等を含みます）については、事業者様の責任において、行っていただくものとなりますので、あらかじめご了承ください。
- また、弊社は、本資料に記載する内容および本資料に基づきコンサルティングする内容が正確かつ有用なものとなるよう、細心の注意を払っておりますが、その正確性や有用性などについて、一切の責任を負いかねます。なお、法令の解釈等について、不明な点があれば、行政機関にお問い合わせされることをお勧めいたします。

➤ 参照

- ✓ 健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号) : 以下「法律」という
- ✓ 健康増進法施行令及び消費者庁組織令の一部を改正する政令(平成31年政令第28号) : 以下「政令」という
- ✓ 健康増進法施行令の一部を改正する政令(平成31年政令第27号) : 以下「政令」という
- ✓ 健康増進法施行規則等の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第17号) : 以下「省令」という
- ✓ 「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について(平成31年2月22日厚生労働省健康局長通知) : 以下「局長通知」という
- ✓ 健康増進法施行令の一部を改正する政令等に関する意見募集の結果について : 以下「パブコメ結果」という

目次

1. 改正健康増進法の概要について
2. たばこの煙の流出を防止するための技術的基準について
3. 飲食店における基本分煙パターンについて
4. 既存特定飲食提供施設について
5. 喫煙目的施設について
6. 技術的基準を満たせない場合の経過措置について
7. 標識について
8. 罰則について

1. 改正健康増進法の概要について

1. 改正健康増進法の概要について

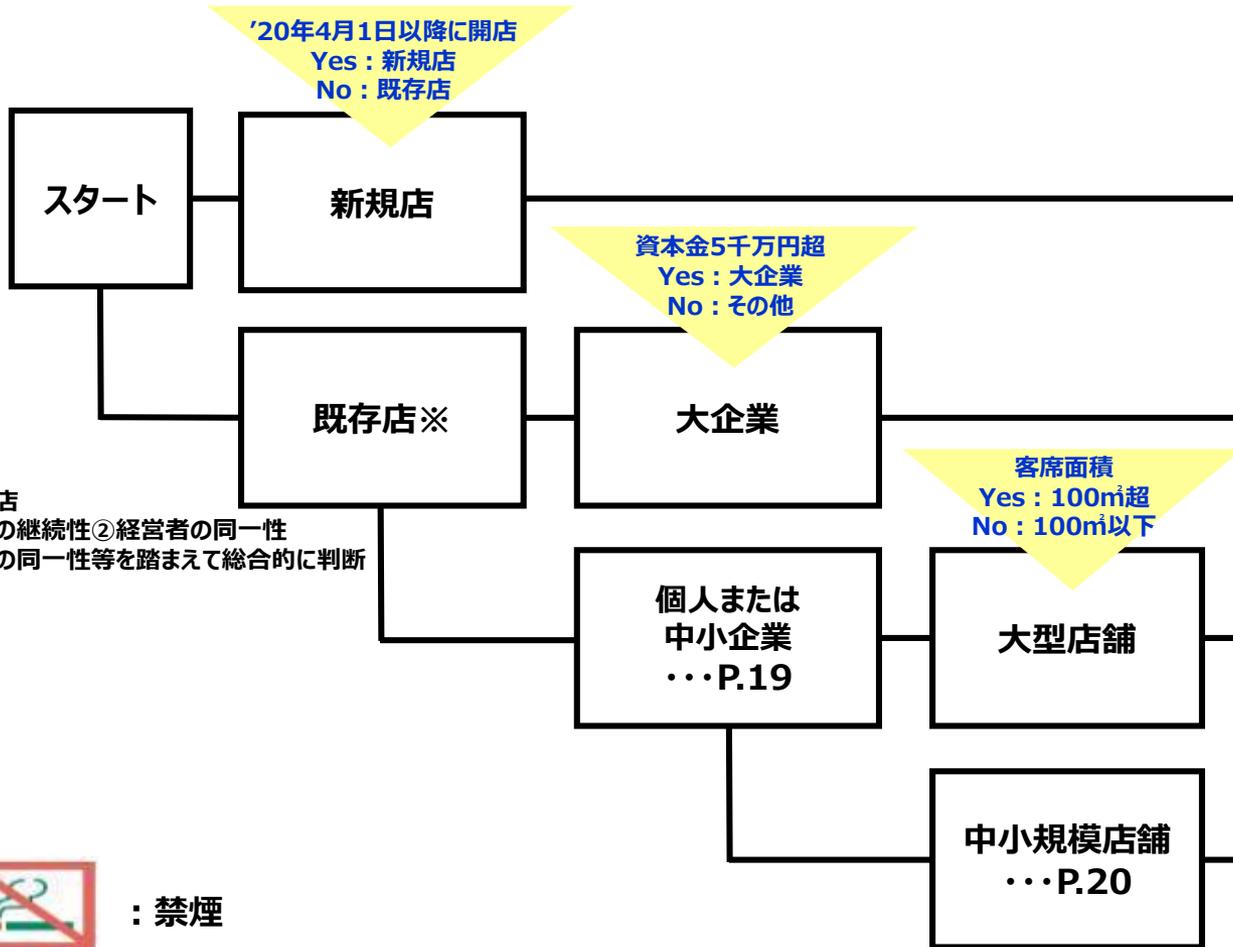
施設の類型		喫煙ルール	施行時期
第一種 施設	学校、病院、児童福祉施設等、 行政機関の庁舎、旅客運送事業自動車・航空機	原則敷地内禁煙 屋外で必要な措置が取られた喫煙所は設置可	2019年 7月1日
第二種 施設	第一種施設及び 喫煙目的施設以外の施設 (事務所・工場、ホテル・旅館、旅客運 送事業船舶・鉄道、国会・裁判所等)	原則屋内禁煙 ・必要な措置が取られた、喫煙専用室(飲食不可) は設置可 ・経過措置として、必要な措置が取られた、加熱式 たばこ専用煙室(飲食可)は設置可	2020年 4月1日
	飲食店	経過措置として、以下の全条件を満たす飲食店は 喫煙可(既存特定飲食提供施設) ①資本金5,000万円以下※ ②客席面積100㎡以下 ③既存の飲食提供施設 ※資本金5,000万円以下であっても、条件を満たさない場合あり	
喫煙目的 施設	喫煙を主目的とする施設 ・喫煙を主目的とするバー・スナック等 ・店内で喫煙可能なたばこ販売店 ・公衆喫煙所	喫煙可	2020年 4月1日

※来店客・従業員ともに20歳未満の者を喫煙可能なエリアに立ち入らせてはならない

※禁煙以外の場合は、標識の掲示義務有り

※経過措置の期間は、別に法律で定める日までの間

飲食店※における各種条件別喫煙ルール



以下の4パターンから選択

A. 全面禁煙 … P.11

B. 喫煙専用室 … P.12

C. 加熱式たばこ専用喫煙室 … P.13

D. B+C … P.14

既存特定飲食提供施設においては、上記4パターンに加え、以下の2パターンも可能

⑤ 喫煙可能室(全席喫煙可) … P.22

⑥ 喫煙可能室(一部) … P.22



: 禁煙



: 紙巻たばこ等喫煙可



: 加熱式たばこ使用可



: 飲食可能な範囲



: 20歳未満立入禁止

※法律上は、指定たばこ専用喫煙室（政令上、指定たばこは「加熱式たばこ」とされているため、「加熱式たばこ専用喫煙室」としています）

2. たばこの煙の流出を防止するための 技術的基準について

2. たばこの煙の流出を防止するための技術的基準について

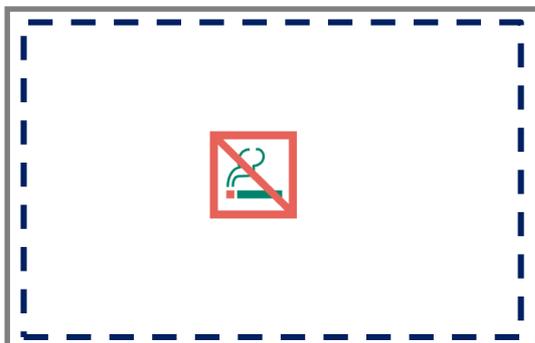
- ① 入口風速0.2m/秒以上
※のれん、カーテン等による工夫も可
- ② 壁・天井等による区画
※床面から天井まで仕切られていること
- ③ 屋外又は外部の場所に排気

※紙巻たばこ等と加熱式たばこは同様の技術的基準

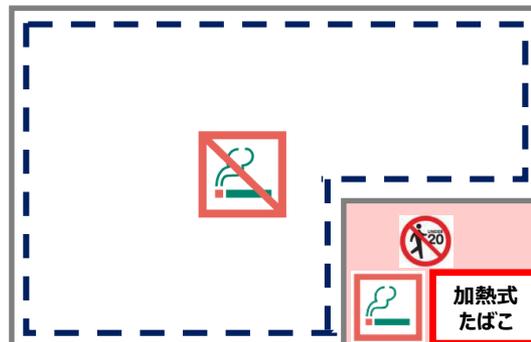
3. 飲食店における基本分煙パターンについて

3. 飲食店における基本分煙パターンについて

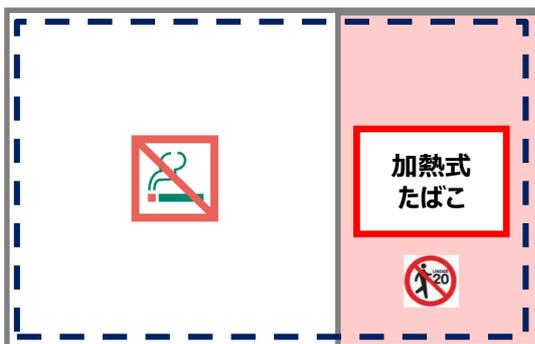
A 全面禁煙



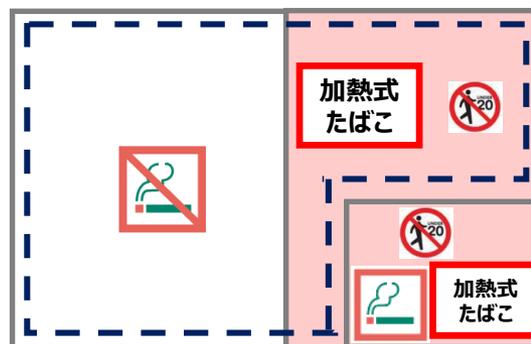
B 喫煙専用室



C 加熱式たばこ専用喫煙室※



D 喫煙専用室 + 加熱式たばこ専用喫煙室



: 禁煙



: 紙巻たばこ等喫煙可



: 飲食等可能な範囲

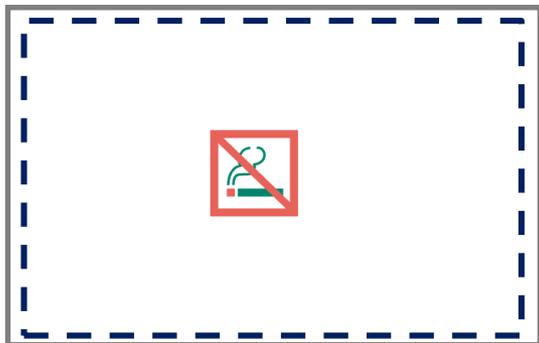


: 20歳未満の者の立入禁止

 : 加熱式たばこ使用可

※法律上は、指定たばこ専用喫煙室（政令上、指定たばこは「加熱式たばこ」とされているため、「加熱式たばこ専用喫煙室」としています）
 ※既存特定飲食提供施設については「4.既存特定飲食提供施設について」を、喫煙目的施設については「5.喫煙目的施設について」を参照

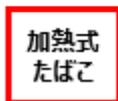
A 全面禁煙



: 禁煙



: 紙巻たばこ等喫煙可



: 加熱式たばこ使用可



: 飲食等可能な範囲



: 20歳未満の者の立入禁止

○全面

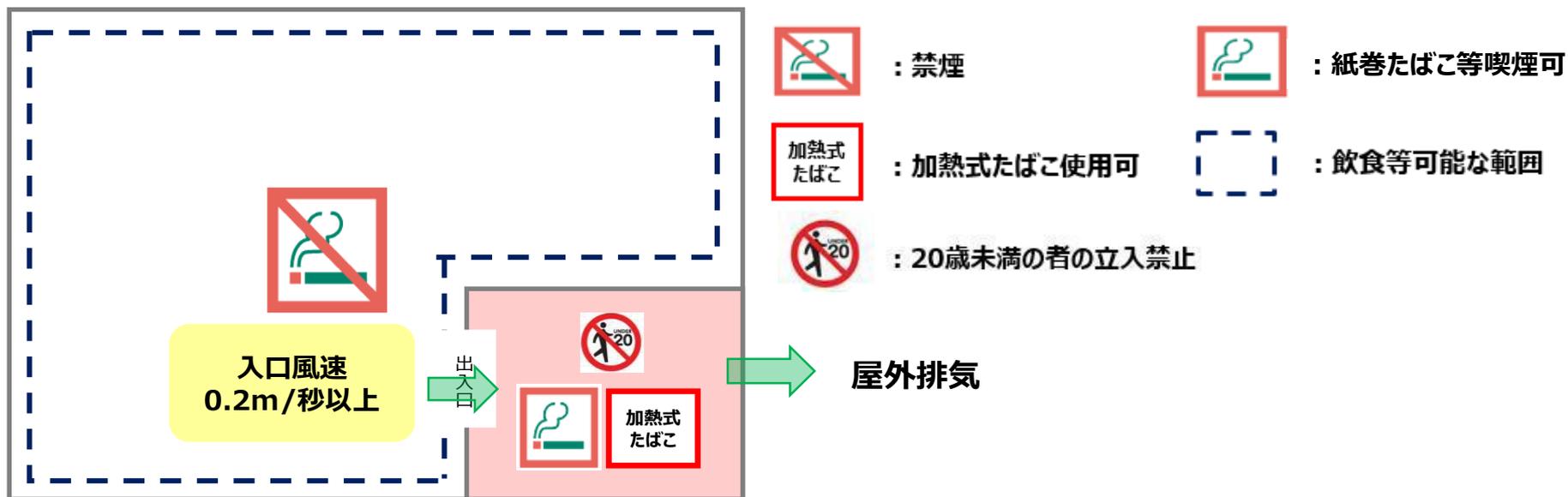
- 紙巻たばこ等 : NG 加熱式たばこ : NG
 - 飲食等 : OK
 - 20歳未満の者の立入 (お客様・従業員様) : OK
 - 標識の掲示義務 : なし
- ※貼付した方がお客様には分かりやすい場合もあります

標識掲示例(局長通知)

施設出入口



B 喫煙専用室設置



○喫煙専用室

- 紙巻たばこ等：OK 加熱式たばこ：OK
- 飲食等：NG
- 20歳未満の者の立入（お客様・従業員様）：NG
- 標識の掲示義務：あり
- 煙の流出防止措置：入口風速0.2m/秒以上
壁・天井等による区画／屋外排気

○喫煙専用室以外

- 全席禁煙の場合と同様

標識掲示例(局長通知)

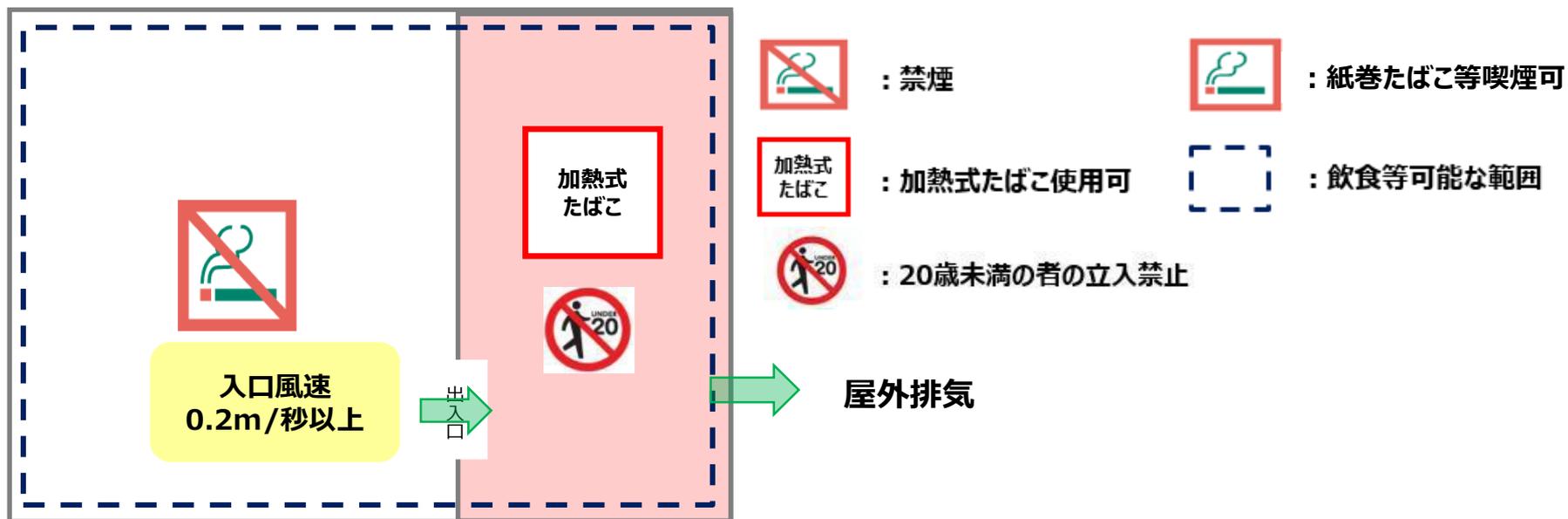
施設出入口



専用室前



C 加熱式たばこ専用喫煙室設置



○加熱式たばこ専用喫煙室

- 紙巻たばこ等：NG 加熱式たばこ：OK
- 飲食等：OK
- 20歳未満の者の立入（お客様・従業員様）：NG
- 標識の掲示義務：あり
- 煙の流出防止措置：入口風速0.2m/秒以上
壁・天井等による区画／屋外排気

○加熱式たばこ専用喫煙室以外

- 全面禁煙の場合と同様

標識掲示例(局長通知)

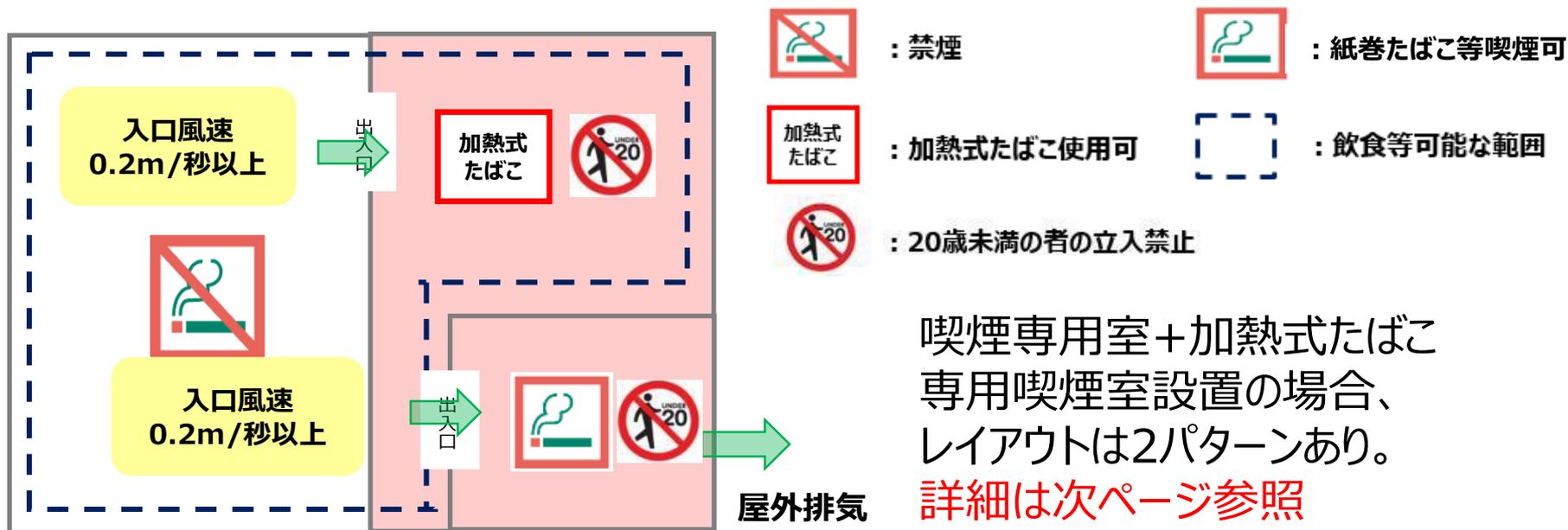
施設出入口



専用室前



D 喫煙専用室+加熱式たばこ専用喫煙室



- **喫煙専用室**
 - 喫煙専用室設置の場合と同様
- **加熱式たばこ専用喫煙室**
 - 加熱式たばこ専用喫煙室設置の場合と同様
- **喫煙専用室・加熱式たばこ専用喫煙室以外**
 - 全面禁煙の場合と同様

標識掲示例(局長通知)

施設出入口 専用室前

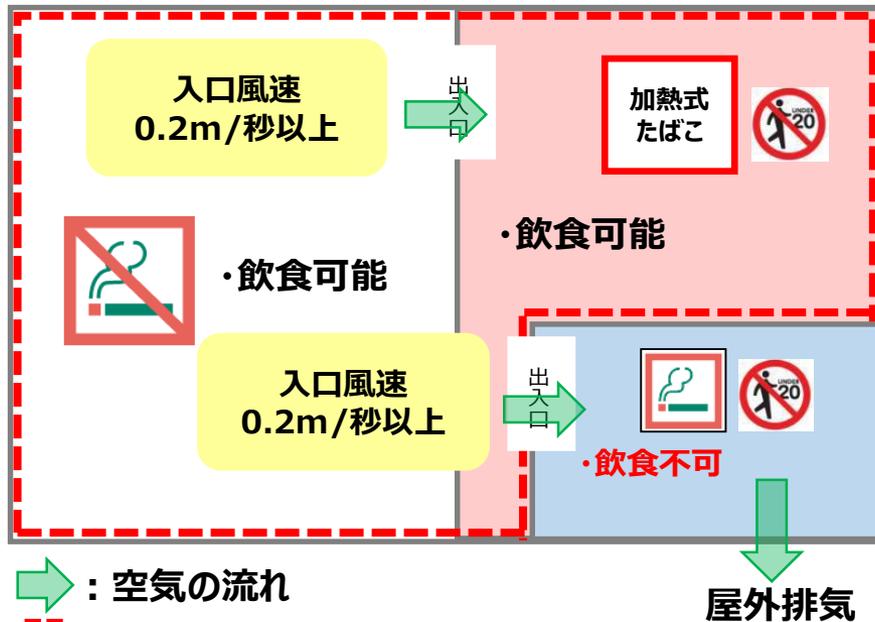


※上記の組み合わせも可

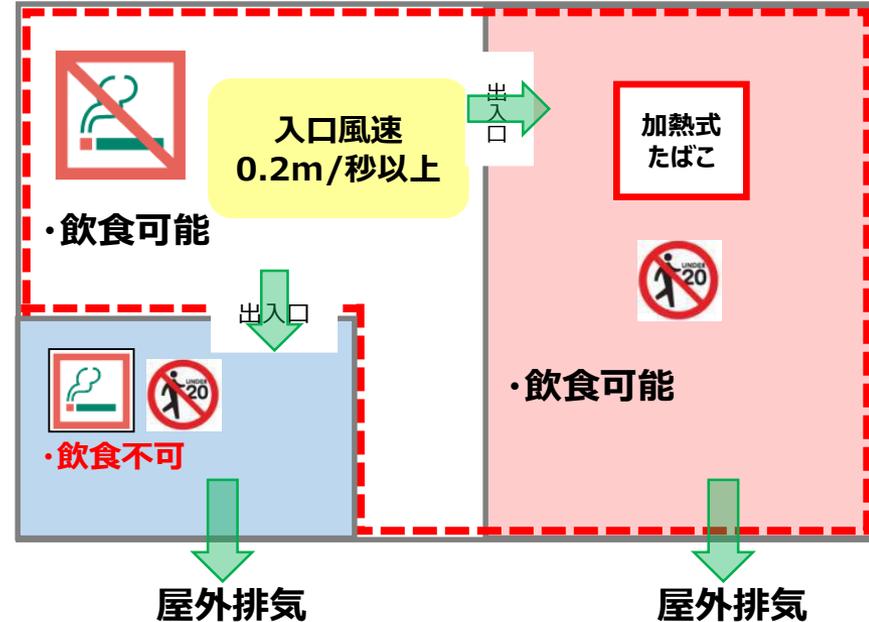
(補足) 喫煙専用室+加熱式たばこ専用喫煙室のレイアウトパターン

- どのようなレイアウトにしても、3つの技術的基準を満たす必要がある
 - ✓ 店舗のレイアウトによって、設置する排気設備の数・風量が異なる

加熱式たばこ専用喫煙室内に喫煙専用室を設置する場合



喫煙専用室と加熱式たばこ専用喫煙室を別々に設置する場合



- ➡ : 空気の流れ
- ⬜ (red dashed) : 飲食等可能範囲
- (pink) : 加熱式たばこ専用喫煙室
- (blue) : 喫煙専用室
- 🚫 (with 20) : 20歳未満の者の立入禁止

(参考) フロア分煙について

① 特定フロアの全体を喫煙専用室とする場合

② 特定フロアの全体を加熱式たばこ専用喫煙室とする場合

フロアA



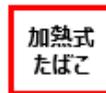
参照：パブコメ結果



参照：局長通知



: 禁煙



: 加熱式たばこ使用可



: 紙巻たばこ等喫煙可



: 飲食等可能な範囲



: 20歳未満の者の立入禁止

○ フロア分煙

- 紙巻たばこ等： ①の場合OK ②の場合NG
- 加熱式たばこ： ①②いずれの場合でもOK
- 喫煙可能フロアでの飲食等： ①の場合NG ②の場合OK
- 20歳未満の者の喫煙可能フロアへの立入： NG (お客様・従業員)
- 標識の掲示義務： あり
- 煙の流出防止措置： 壁・天井等による区画

標識掲示例(局長通知)

施設出入口 専用室(フロア)前



4. 既存特定飲食提供施設について

4. 既存特定飲食提供施設について

参照：政令、局長通知

➤ 飲食店のうち、以下の条件を満たす店舗は、既存特定飲食提供施設として、その施設の全部または一部を喫煙可能室※とすることができる

※技術的基準を満たす必要あり

- ① 資本金5,000万円以下
- ② 客席面積100m²以下
- ③ 既存の飲食提供施設

条件の詳細、技術的基準については次ページ以降に記載

既存特定飲食提供施設の条件①：資本金5,000万円以下

以下条件のいずれかに該当する場合は、資本金が5,000万円以下であっても既存特定飲食提供施設としての条件を満たさない

- ①一の大規模会社(資本金が5,000万円を超える会社)が発行済株式又は出資の総数又は総額の二分の一以上を有する場合

<参考図>

大規模会社A

二分の一以上

被出資会社A

→既存特定飲食提供施設としての条件を満たさない

- ②大規模会社(資本金が5,000万円を超える会社)が発行済株式又は出資の総数又は総額の三分の二以上を有する会社

<参考図>

大規模会社A

大規模会社B

大規模会社C

合計が三分の二以上

被出資会社A

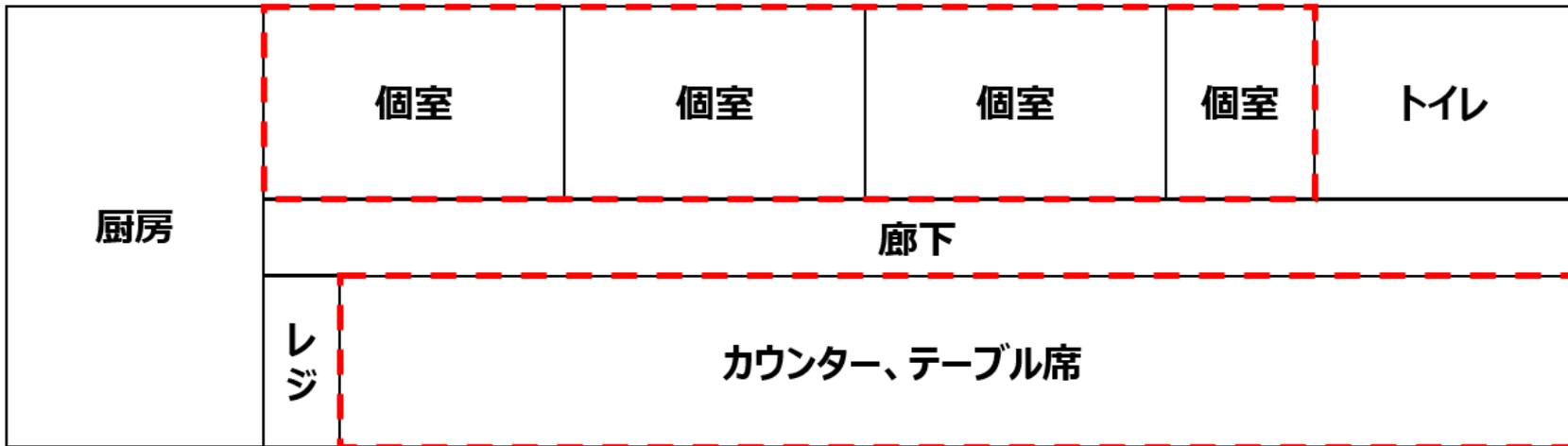
→既存特定飲食提供施設としての条件を満たさない

既存特定飲食提供施設の条件②：客席面積100m²以下

参照：局長通知

「客席」とは、客に飲食をさせるために客に利用させる場所をいい、店舗全体のうち客席から明確に区分できる**厨房、トイレ、廊下、会計レジ、従業員スペース等**を除いた場所部分を指す

【イメージ図】



※  部分が客席面積としてカウント

既存特定飲食提供施設の条件③：既存の飲食提供施設

参照：局長通知

「既存」とは、2020年3月31日までに、営業を開始していることをいう

2020年4月1日以降に、何らかの状況の変更があった場合に引き続き「既存」の店舗に該当するか否かは、以下の点等を踏まえて総合的に判断

- ①事業の継続性**
- ②経営主体の同一性**
- ③店舗の同一性**

喫煙可能室の技術的基準



: 禁煙



: 紙巻たばこ等喫煙可



: 20歳未満の者の立入禁止



: 加熱式たばこ使用可

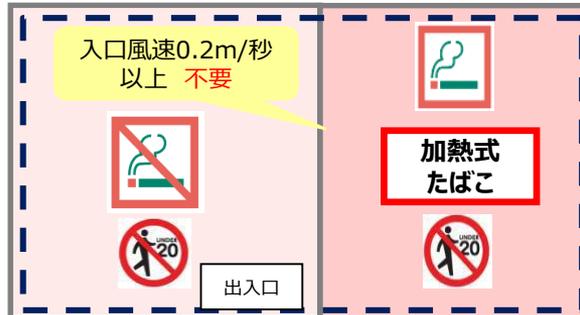


: 飲食等可能な範囲

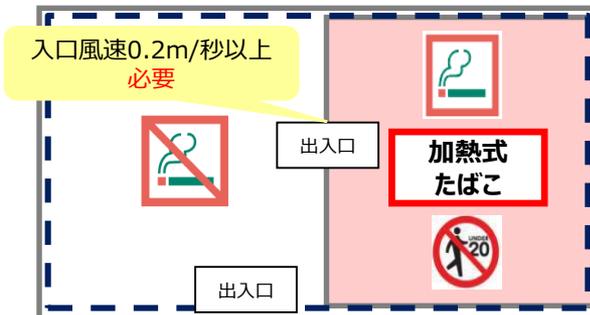
① 店舗全体を喫煙可能室とする場合



② 店舗全体を喫煙可能室としたうえ、運用上一部を禁煙エリアとする場合



③ 店舗の一部を喫煙可能室とする場合



① 店舗全体を喫煙可能室とする場合

- 紙巻たばこ等 : OK 加熱式たばこ : OK
- 飲食等 : OK
- 20歳未満の者の立入 (お客様・従業員様) : NG
- 標識の掲示義務 : あり (施設の出入口)
- 煙の流出防止措置 :
: 壁・天井等による区画 (入口風速0.2m/秒以上、屋外排気は不要)

② 店舗全体を喫煙可能室としたうえ、運用上一部を禁煙エリアとする場合

- ①の場合と同様

③ 店舗の一部を喫煙可能室とする場合

- 20歳未満の者の立入 喫煙可能室 : NG 喫煙可能室以外 : OK
- 煙の流出防止措置 : 喫煙可能室の入口風速0.2m/秒以上、壁・天井等による区画、屋外排気
- 標識の掲示義務 : あり (施設の出入口と喫煙可能室の出入口)
- ※ フロア分煙の場合は、喫煙可能室の入口風速0.2m/秒以上、屋外排気は不要
- ※ その他条件については上記①②と同様

標識掲示例(局長通知)

①②

施設出入口



③

施設出入口



喫煙可能室前



(まとめ) 喫煙可能室の技術的基準

- 店舗全体を喫煙可能室とする場合、入口風速0.2m/秒以上は不要

※店舗の出入口が屋内・屋外の何れに面しているかは問わない

- 店舗全体を喫煙可能室としたうえ、運用上一部を禁煙エリアとすることも可能

※この場合、禁煙エリアとした場所についても、20歳未満の立入禁止

- 店舗の一部を喫煙可能室とする場合、壁・天井等による区画のほか、入口風速0.2m/秒以上、屋外排気が必要

5. 喫煙目的施設について

5. 喫煙目的施設について

参照：政令、局長通知

- 飲食店のうち、以下の条件を満たす店舗は、喫煙目的施設(喫煙を主目的とするバー・スナック等)として、その施設の全部または一部を喫煙目的室※とすることができる

※技術的基準を満たす必要あり

- ① たばこの対面販売（出張販売を含む）をしていること
たばこ販売の許可に関する情報を記載した帳簿の保存が必要
- ② 設備を設けて客に飲食をさせる営業が主として行われていること
「通常主食として認められる食事」が主として提供する場合を除く
 - ※ 客に飲食をさせる営業の傍ら、ダーツやゴルフ等をさせることは可
 - ※ 「通常主食として認められる食事」とは、社会通念上主食と認められる食事をいい、米飯類、パン類（菓子パン類を除く）、麺類、ピザパイ、お好み焼き等が該当するものとされている。ただし、主食の対象は地域や文化により異なるため、実情に応じて判断。

技術的基準については次ページ以降に記載

喫煙目的室の技術的基準(屋内/屋外の考え方)



: 禁煙



: 紙巻たばこ等喫煙可



: 加熱式たばこ使用可

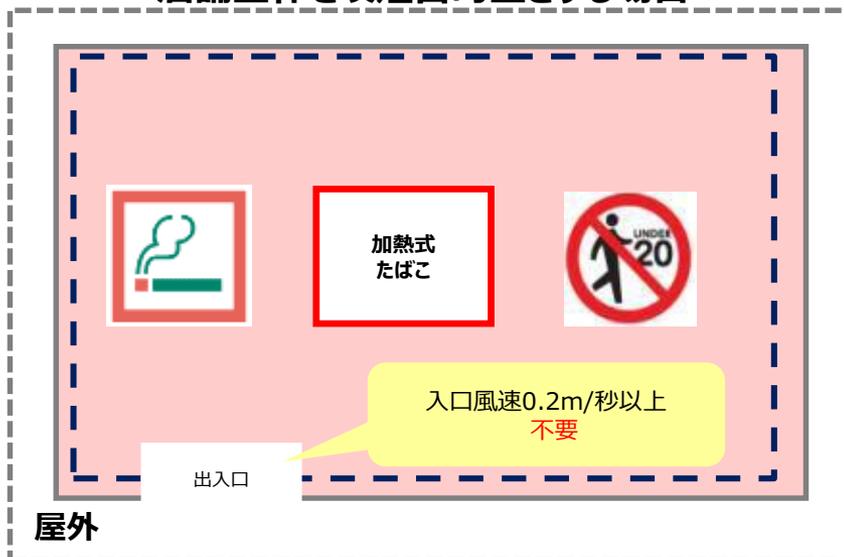


: 飲食等可能な範囲



: 20歳未満の者の立入禁止

① 出入口が屋外に面している 店舗全体を喫煙目的室とする場合



② 出入口が屋内に面している 店舗全体を喫煙目的室とする場合



○ 喫煙目的室

- 紙巻たばこ等 : OK 加熱式たばこ : OK
- 飲食等 : OK
- 20歳未満の者の立入 (お客様・従業員様) : NG
- 標識の掲示義務 : あり
- 煙の流出防止措置
 - ①②共通壁、天井等による区画
 - ①の場合 入口風速0.2m/秒以上不要
 - ②の場合 入口風速0.2m/秒以上、屋外排気が必要

標識掲示例(局長通知)

施設出入口



喫煙目的室の技術的基準 (店舗内の考え方)



: 禁煙



: 紙巻たばこ喫煙可



: 20歳未満の者の立入禁止

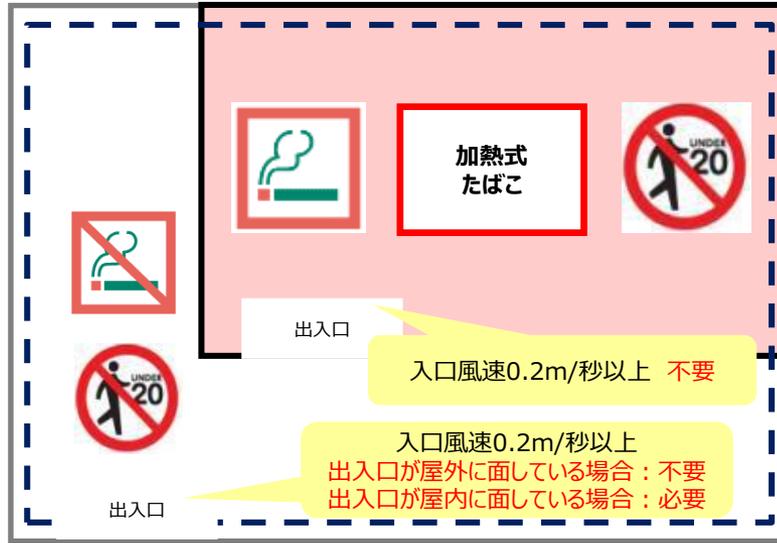


: 加熱式たばこ使用可

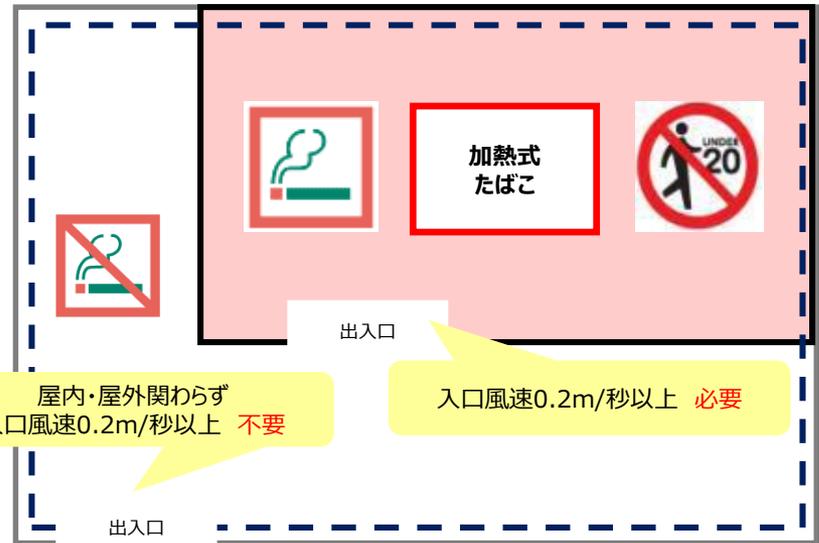


: 飲食等可能な範囲

① 店舗全体を喫煙目的室としたうえ、運用上一部を禁煙エリアとした場合



② 店舗の一部を喫煙目的室とする場合



○ 喫煙目的室

- 紙巻たばこ等 : OK 加熱式たばこ : OK
- 飲食等 : OK
- 20歳未満の者の立入(お客様・従業員様) : ①の場合 NG : ②の場合 OK
- 標識の掲示義務 : ①②あり
- 煙の流出防止措置
 - ①②共通 : 壁、天井等による区画
 - ①の場合 : 入口風速0.2m/秒以上不要
 - ②の場合 : 入口風速0.2m/秒以上、屋外排気が必要

標識掲示例(局長通知)

施設の出入口	
①	<p>喫煙目的室 Smoking room</p>
②	<p>施設の出入口 目的室の出入口</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>喫煙目的室 Smoking room</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>喫煙目的室 Smoking room</p> </div> </div>

(まとめ) 喫煙目的施設における分煙パターン

- 店舗の出入口が屋外に面している店舗の場合は、入口風速0.2m/秒以上は不要
- 店舗の出入口が屋内に面している店舗の場合は、壁・天井等による区画のほか入口風速0.2m/秒以上、屋外排気が必要
※店舗の一部を喫煙目的室とする場合を除く
- 店舗全体を喫煙目的室としたうえ、運用上一部を禁煙エリアとすることも可能
※この場合、禁煙エリアとした場所についても、20歳未満の立入禁止
- 店舗の一部を喫煙目的室とする場合、壁・天井等による区画のほか、入口風速0.2m/秒以上、屋外排気が必要

6. 技術的基準を満たせない場合の 経過措置について

6. 技術的基準を満たせない場合の経過措置について

- 既存の施設において、管理権原者の責めに帰することができない事由により、技術的基準を満たすことができない場合には、「たばこの煙を十分に浄化し室外に排気するための必要な措置」を講じた「**脱煙機能付き喫煙ブース**」の設置が認められている

「たばこの煙を十分に浄化し室外に排気するための必要な措置」の基準は以下の2点

- ① 総揮発性有機化合物の除去率が95%以上
- ② 室外に排気される浮遊粉じん濃度が $0.015\text{mg}/\text{m}^3$ 以下

ブースイメージ



※基準を満たしているかは各メーカーにお問合せ下さい

※ 「脱煙機能付き喫煙ブース」を設置する場合は、後述の標識項目に加えて、施設等標識に、当該喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室または喫煙可能室が当該経過措置に係る措置を講じられているものである旨の記載が必要

7. 標識について

7. 標識について

参照：局長通知

- 喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室(フロア分煙含む)、既存特定飲食提供施設、喫煙目的施設の全てにおいて、喫煙可とする場所がある場合には以下の場所に標識を掲示する必要がある
 - ① 喫煙が出来る場所の出入口
 - ② 施設の主な出入口

- 標識の配置や配色については、**各施設の業態により適宜加工・修正可**

- 標識に記載しなければならないこと
 - ① 喫煙が出来る場所の出入口
 - ✓ 当該場所が喫煙をすることが出来る場所である旨
 - ✓ 当該場所への20歳未満の者の立ち入りが禁止されている旨
 - ② 施設の主な出入口
 - ✓ 当該施設内に喫煙をできる場所が設置されている旨

7. 標識例について

参照：局長通知

・喫煙専用室

① 喫煙専用室標識



② 喫煙専用室設置施設等標識



・加熱式たばこ専用喫煙室

③ 指定たばこ専用喫煙室標識



④ 指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識



・喫煙目的室(基準を満たしたバー・スナック等)

⑤ 喫煙目的室標識



⑥ 喫煙目的室設置施設標識



・喫煙可能室(既存特定飲食提供施設)

⑦ 喫煙可能室標識



⑧ 喫煙可能室設置施設標識



8. 罰則について

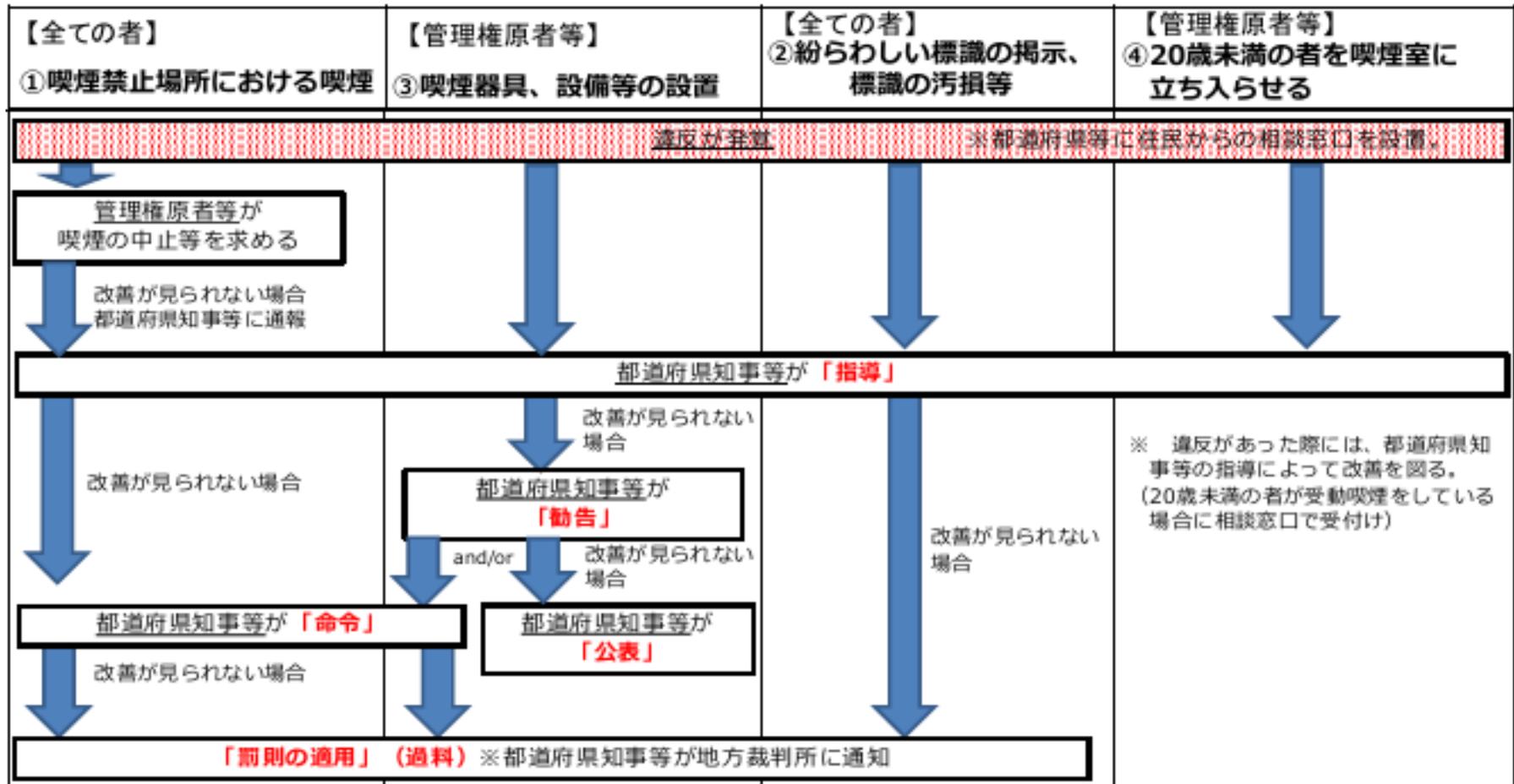
8. 罰則について

対象	義務内容	罰則
全ての者	①喫煙禁止場所における喫煙禁止	30万円以下
	②紛らわしい標識の掲示禁止、標識の汚損等の禁止	50万円以下
施設管理者 (管理権原者)	①喫煙禁止場所に喫煙器具・設備(灰皿等)の設置の禁止	50万円以下
	②喫煙禁止場所において、喫煙の中止・退去を求める努力義務	罰則無し
	③喫煙可能な場所の出入り口に必要事項を満たした標識を掲示	罰則無し
	④喫煙可能な場所がある場合、施設の出入り口に標識を掲示	50万円以下
	⑤技術的基準に適合するよう維持	50万円以下
	⑥喫煙可能な場所に20歳未満の者を立ち入れさせてはならない	罰則無し
	⑦喫煙可能な場所を禁煙とした場合、直ちに標識を除去すること	30万円以下
	⑧帳簿を備え、厚生労働省令で定める事項を記載し保存すること (喫煙目的施設、既存特定飲食提供施設に限る)	20万円以下
	⑨施設の営業・広告をするときは、厚生労働省令が定めるところにより、 喫煙可能な施設であることを明らかにすること (喫煙目的施設、既存特定飲食提供施設に限る)	罰則無し
配慮義務	望まない受動喫煙が生じないよう周囲に配慮する義務	罰則無し

※罰則は過料

8. 罰則について

法における義務内容及び義務違反時の対応（保健所職員による指導・勧告・命令等）



基本的には「指導」→「勧告」→「命令」→「罰則」の流れだが、「紛らわしい標識の掲示」「標識の汚損」等については、一度の「指導」により改善が見られない場合は「罰則」が適用となる